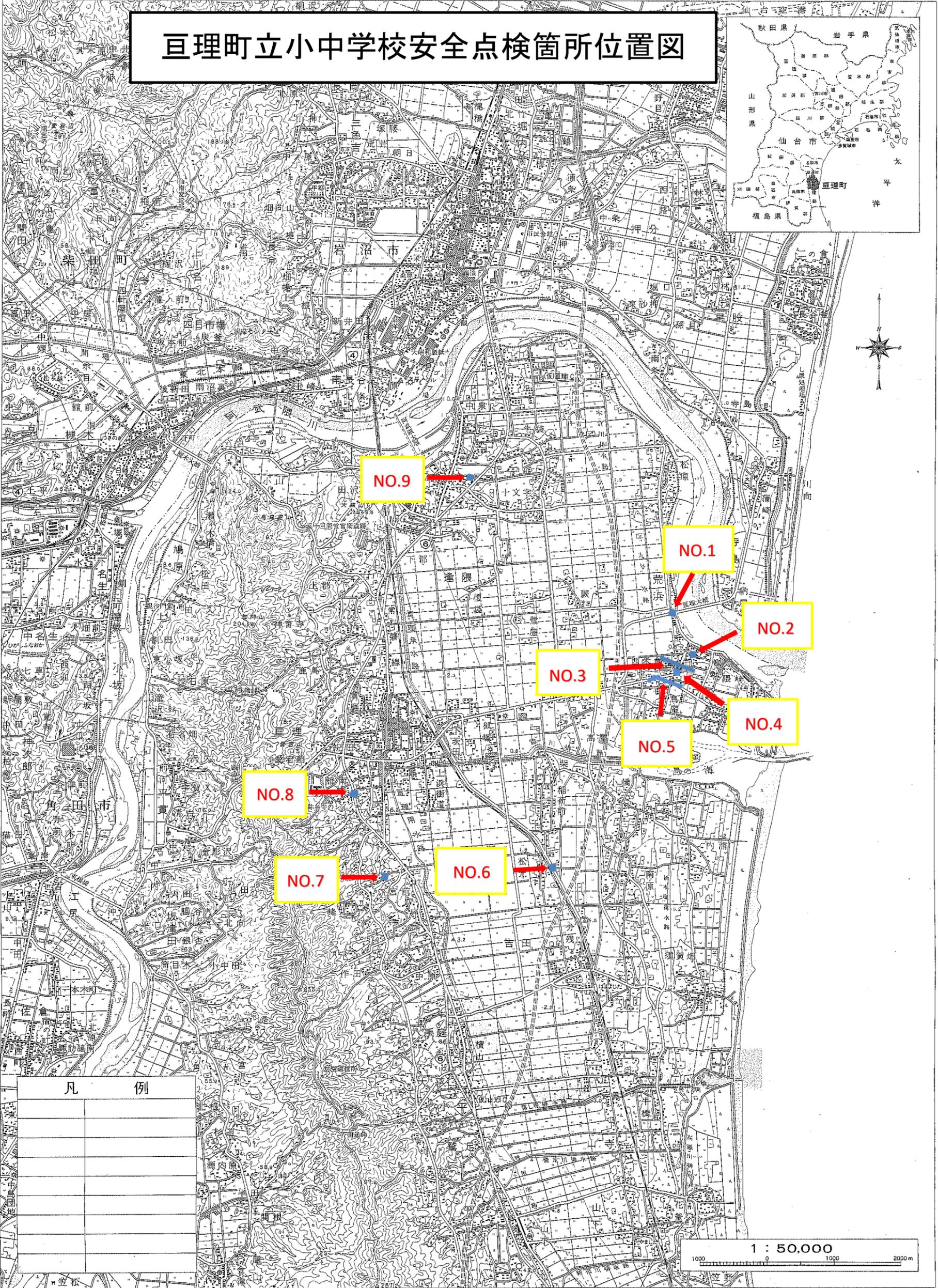


この地図は建設省国土院院長の承認を得て同院発行の5万分の1地形図を複製したものである(承認番号)平 11. 第333号

亶理町立小中学校安全点検箇所位置図



凡 例	

1 : 50,000
1000 0 1000 2000m

宮城県亶理郡亶理町

平成11年6月

©980-0802 仙台市青葉区二日町18-30 株式会社 仙台地図の店
☎(022)722-8467(代)



NO.1 宮城県下水道処理施設付近（荒浜字山神 123-1 付近）

【内容】
カーブの見通しが悪いため、カーブミラーを設置してほしい。

【対策】
カーブミラーの設置基準として見通しが悪いことがあるが、要望箇所は見通しが十分確保できていることから、設置を必要としない。
通学時には横断歩道を使っていたきたい。

NO.2 荒浜字隈潟 46 付近

【内容】

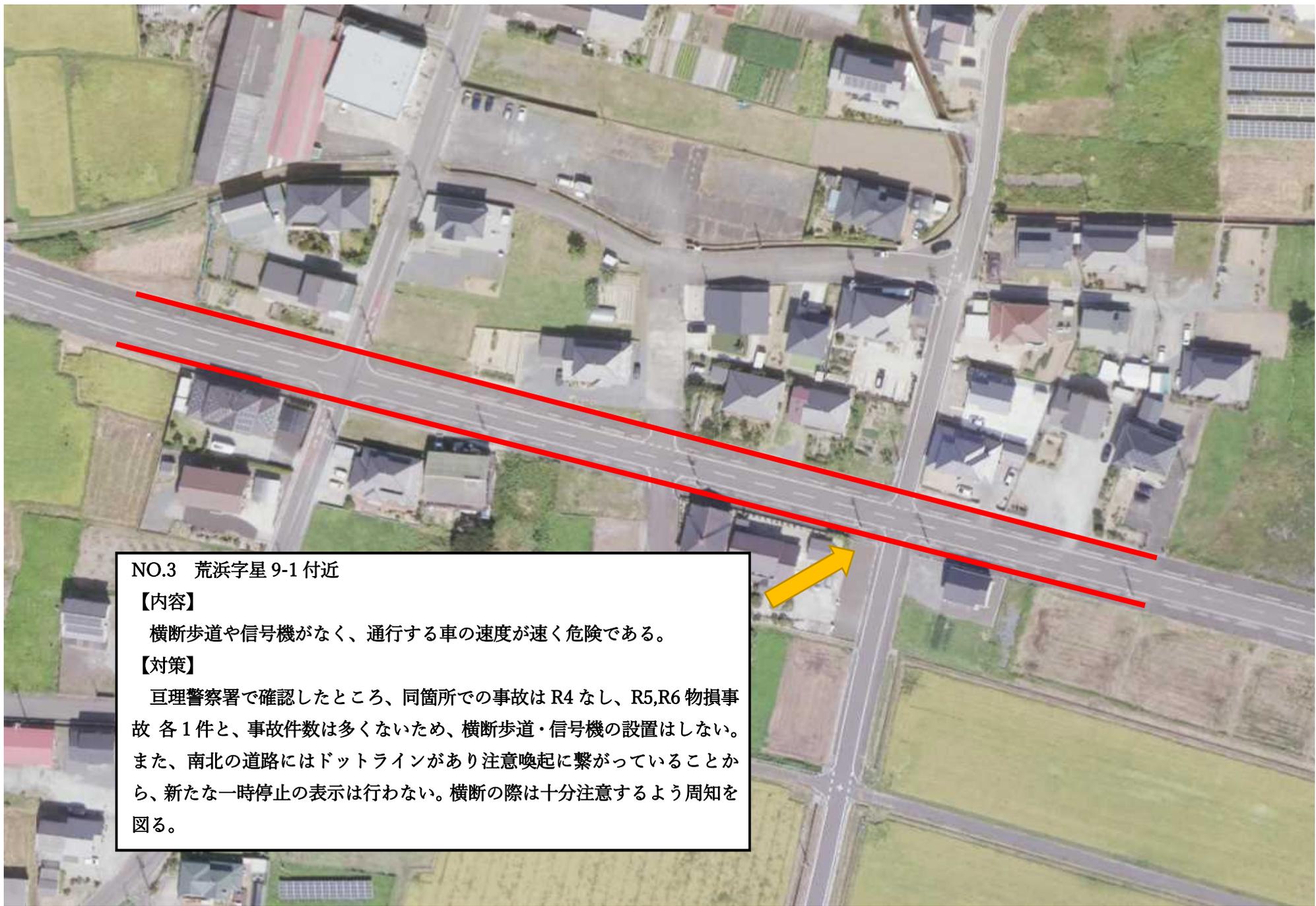
南側から通学する児童の横断が多く危険である。

北側に渡る横断歩道を設置してほしい。また、南側にも歩道を設置してほしい。

【対策】

巨理警察署で交通量調査を実施。要望箇所の歩道を渡る姿は確認できず、ほとんどの児童が学校前を横断していた。学校前の横断歩道を使っていたきたい。





NO.3 荒浜字星 9-1 付近

【内容】

横断歩道や信号機がなく、通行する車の速度が速く危険である。

【対策】

亙理警察署で確認したところ、同箇所での事故は R4 なし、R5,R6 物損事故 各 1 件と、事故件数は多くないため、横断歩道・信号機の設置はしない。また、南北の道路にはドットラインがあり注意喚起に繋がっていることから、新たな一時停止の表示は行わない。横断の際は十分注意するよう周知を図る。

NO.4 荒浜字西木倉 114-1 付近

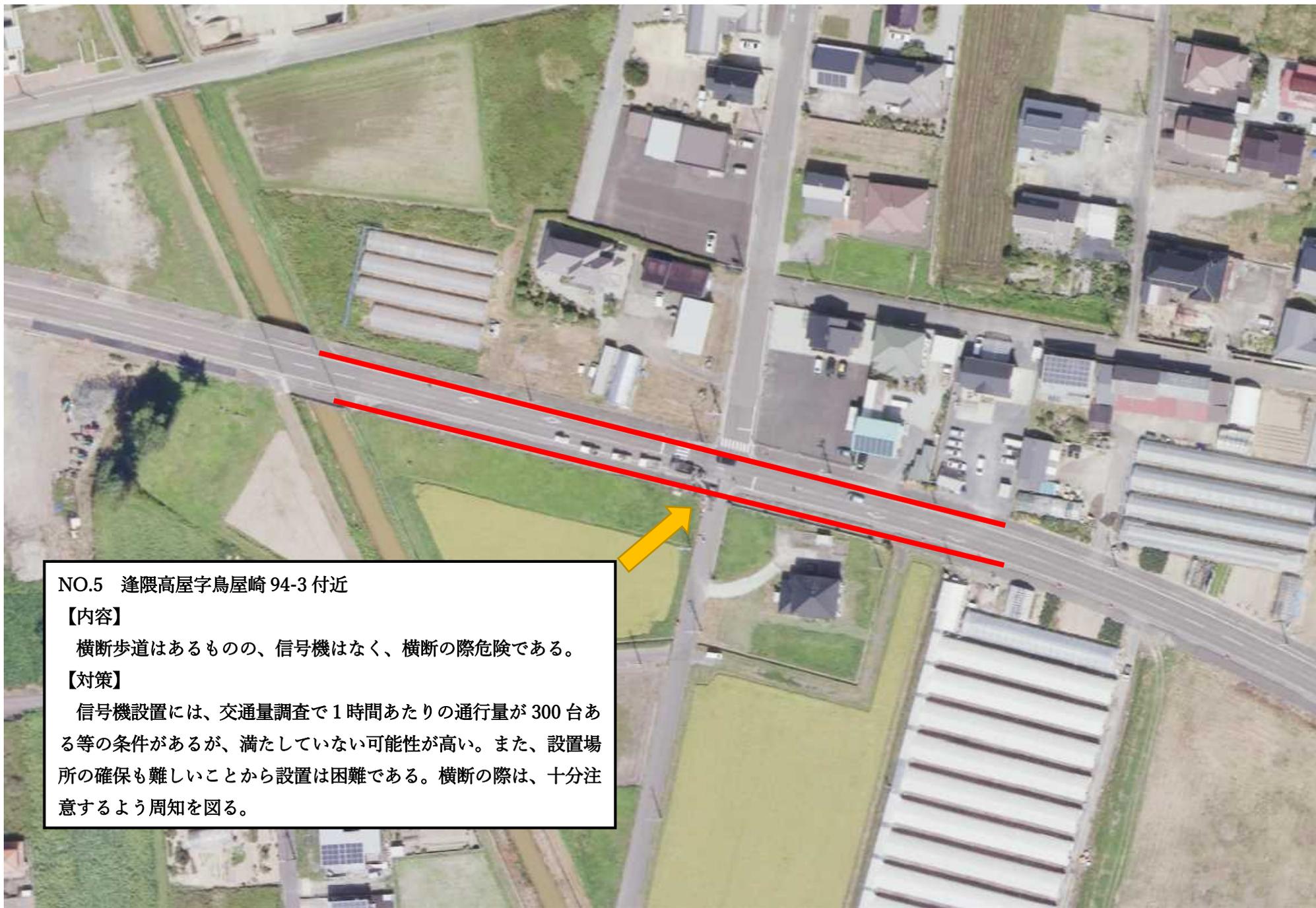
【内容】

西木倉住宅の児童が増えたため、横断する児童が多くなり危険である。

【対策】

町 都市建設課で外側線の設置、中央線の白線引き直し、横断者注意の路面表示を行う。令和7年度で対応する。





NO.5 逢隈高屋字鳥屋崎 94-3 付近

【内容】

横断歩道はあるものの、信号機はなく、横断の際危険である。

【対策】

信号機設置には、交通量調査で1時間あたりの通行量が300台ある等の条件があるが、満たしていない可能性が高い。また、設置場所の確保も難しいことから設置は困難である。横断の際は、十分注意するよう周知を図る。

NO.6 第2松本踏切（吉田字松元 209-10 付近）

【内容】

車の往来が多く、横断する際に危険なため、横断歩道を設置してほしい。

【対策】

巨理警察署で交通量調査を実施したところ、“歩行者が多い”という横断歩道の設置条件を満たさない結果であった。また、背後が水路のため待避所設置も難しいことから、現状での使用とし、横断時は周囲の安全確保に十分注意する。





NO.7 長瀬公会堂前交差点（長瀬字堂前 99-1）

【内容】

通学時間が通勤時間と重なり交通量が増えて危険なため、横断歩道を設置してほしい。

【対策】

巨理警察署で交通量調査を実施したところ、横断歩道の設置条件を満たさない結果であった。一時停止としても、南西部分の道路幅が狭いためすれ違い時、事故を誘発する可能性があることから、横断時、十分注意し現状での使用とする。



NO.8 館南上区公会堂前（字館南 17-10 付近）

【内容】

登下校の際、6号線を横断する生徒の安全のため、横断歩道を設置してほしい。

【対策】

6号線は主要幹線道路で車の往来も多く、横断歩道を新たに設置することにより、危険が増す恐れがあるため、現状維持とする。

通学時は横断歩道・信号機のある道路を使っていただきたい。



NO.9 逢隈中学校 北東部 (逢隈牛袋字西河原 59-6 付近)

【内容】

見通しが悪いため、4方向とも一時停止にしてほしい。

【対策】

4方向一時停止については、通行車両の優先順に混乱が生じることから、基本的に新規での設置は廃止している。

町 都市建設課で交差点部分にドットライン、中央に十字の路面表示を行う。令和7年度で対応する。